|  |
| --- |
| 市町村民税 |
| 道府県民税 |

令和　年寄附分　　　　　　　　　　　　　　　　　　　寄附金税額控除に係る申告特例申請書

**第五十五号の五様式**（附則第二条の四関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 令和　　　年　　　月　　　日長久手市長　佐　藤　有　美　　宛 |  |
| 住　所 | 〒 | フリガナ |  |
| 氏　名 |  |
| 個人番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 生年月日 | 明・大昭・平 |
| 電話番号 |  |

「個人番号欄」には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注１）　上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注２）　申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

１．市に対する寄附に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 寄附年月日 | 寄附金額 |
| 令和　　年　　月　　日 | 　　円 |

２．申告の特例の適用に関する事項

　　申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

|  |  |
| --- | --- |
| ①　地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である | □ |

（注） 　地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

 (1)　地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者

(2)　地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

|  |  |
| --- | --- |
| ②　地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である | □ |

　　（注）　地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

**本申請書の提出期限は、翌年１月10日必着です。**

提出期限を過ぎた場合は、確定申告が必要となります。

裏面に、個人番号（マイナンバー）確認書類等の写しを添付してください。

【送付先】

〒480-1196

愛知県長久手市岩作城の内60番地1 くらし文化部観光商工課

ワンストップ特例申請書添付書類　貼付台紙

①個人番号カード（マイナンバーカード）を持っている方

→個人番号カード（マイナンバーカード）の両面コピーを添付してください。

のりしろ

②個人番号カード（マイナンバーカード）を持っていない方

→通知カード（通知カードを持っていない方はマイナンバー記載の住民票のコピー）のコピー　＋　本人確認書類のコピーを添付してください。

（本人確認書類）

・次のいずれか１点（例：運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、在留カード等）

・次のいずれか２点（例：健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書等）

のりしろ